

○清須市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 清須市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、清須市の住民の福祉の向上を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項

(2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項

(3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他福祉有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

(1) 地域福祉関係者

(2) 地域ボランティア関係者

(3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(4) 清須市に現在する住民又は福祉有償旅客運送の利用が想定される者

(5) 中部運輸局長若しくは愛知運輸局長又はその指名する職員

(6) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(7) 清須市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属するもののうちその代表者が指名する者

(8) 市長が指名する職員

(9) 学識経験者その他市長が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の総意で決定することとする。ただし、協議が整わない場合においては会長及び会長があらかじめ委員の中から指名した委員で協議して決定することができるものとする。

4 協議会の議事は、原則として公開とする。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

1 この告示は、平成19年3月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示施行後、最初の協議会の招集は健康福祉部高齢福祉課長が行う。

附 則 (平成24年6月29日告示第43号)

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第8号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。